

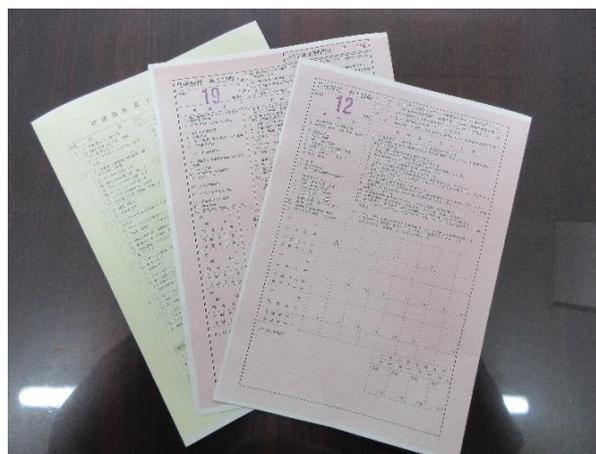
お客様・在校生の皆様へお知らせ！

船橋中央自動車学校は、**2025年1月15日(水)**より教習原簿の電子化(デジタル原簿)を導入します。原簿をデジタル化することにより、教習原簿の持ち歩き、持ち出し、紛失などのリスクがなくなり、皆様が教習所以外では、教習の状況を自由に確認できない不便さなど、紙の教習原簿にあった問題点がなくなり、より快適に教習を受けていただけるようになります。

さらに船橋中央自動車学校では、今後も様々な改革・改善を進め、皆様がより快適に教習を受けられるよう努力してまいります。

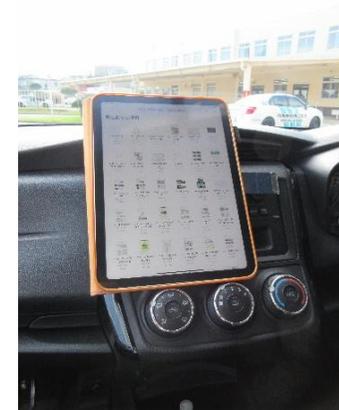
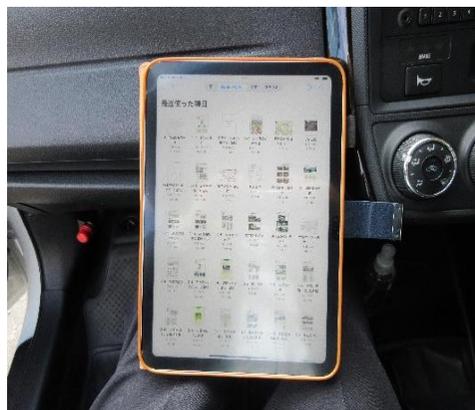
皆様のご理解・ご協力をお願いしますとともに、引き続きのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

船橋中央自動車学校



使用中 教習原簿「紙ベース」

* 教習原簿「デジタル化」



2025年1月15日(水)9時より「デジタル原簿」でスタートします。

教習原簿とは

教習原簿とは、教習生個人の教習進捗を記録するためのもので、教習所に発行が義務付けられている公安文書です。

1 学科教習や技能教習の進捗状況など、以下の内容が記録される。

- 教習生の個人情報(氏名・生年月日・住所・教習条件など)
- 教習を担当した指導員の押印
- 教習の実施日時・時限
- 実施した教習項目
- 申送り事項など

2 法的には、単なる教習所内の文書ではなく、有印公文書として扱われるため、扱いには下記の注意が必要。

- 改ざんの禁止 教習生や第3者が勝手に記入・改ざんしてはならない。
- 管理責任 破損、汚損、紛失させないよう厳重に管理する。
- 持ち出し禁止 教習所外への持ち出しは禁止されている。
- 保存義務 教習所は卒業後3年間の保存義務がある。
- 返却不可 保存義務があるため卒業後すぐに持ち帰ることはできない。

教習生には、教習を受けるごとに指導員から印をもらうスタンプカードのようなもので、定められた教習課程が修められているかを確認する役割があります。

「紙の教習原簿」から「デジタル教習原簿」へ

今まで「紙」で管理されてきた教習原簿について。..その問題点 ※電子化..目的とメリット

問題点

- ・利用者様は、教習開始前に教習原簿を用意する必要がある。
- ・教習所内の移動時は常に持ち歩かないといけない。
- ・自身が確認したいときに見られない。
- ・個人情報の漏えいのリスクがある。
- ・うっかり持ち出してしまう懸念がある。
- ・紛失・改ざん・破損・汚損してしまう懸念がある。
- ・学校は、管理、保管にスペースが必要となる。
- ・個人情報漏えいの対策を常に徹底しなければならない。
- ・災害時において消失してしまうリスクを伴う。

目的&メリット

- ・押印する手間の削減
- ・教習原簿の「出入れ」「受渡し」の手間の削減
- ・手書きで記入する手間の削減
- ・電子化による迅速な情報の共有可
- ・個人情報漏えいのリスク対策
- ・災害時の消失リスク対策
- ・紛失、置き忘れなどのリスク対策
- ・管理、保管のスペース削減
- ・持ちだしリスク対策
- ・紛失、改ざん、破損、汚損への対策

※ 教習原簿を電子化することで、紙の教習原簿で生じていた多くの問題点が改善され、個人情報の管理体制がより強固なものになるとともに、様々な点において自動車教習の利便性がアップされます。

発言要旨

まず、本日「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」、いわゆるマイナンバーとマイナンバーカードの利用を促進し、国民の皆様の利便性向上と行政運営の効率化を図ることを目的とするものです。」

一部省略

↓

デジタル規制改革推進の一括法案 閣議決定について

「この法案は、デジタル技術を効果的に活用するための規制の見直しを推進するために、必要な法律の措置を講じるものです。具体的には、デジタル規制改革を国の方針として位置づけ、行政機関におけるデジタル技術の効果的な活用「テクノロジーマップ」の公表・活用に関連する規定を設けます。さらに、個別の改革事項としてデジタル手続法の適用範囲を拡大して、フロッピーディスクをはじめとする記録媒体の提出を義務付けていた行政手続きをオンラインで行うことができるようにします。それから、特定の場所に書面の提示を求めている書面掲示規制に関する62の個別法を改正し、いつでも必要な情報を確認できるようにいたします。」

一部省略

↓

「認印でございますが、行政手続きのデジタル化の障壁ともなっている認印による押印、これは行政手続きから一掃すべくやっけてまいりましたが、今日あらためてお伝えしたいと思います。」

「* 自動車教習所で教習を受ける際に教習原簿が使用されますが、これはもうデジタル化が可能となっております。

教習所では、紙の原簿を持ち歩く必要がなくなって、スマートフォンによる教習状況の確認も可能となっておりますが、未だに手書きで指導員の認印を毎回もらう必要があるというところがあるようで、改善要望をデジタル庁にお寄せいただいております。警察庁から各都道府県の警察を通じて、自動車教習所の教習原簿のデジタル化は可能であり、認印としての押印は必ずしも必要ないことや、教習原簿のデジタル化の事例について自動車教習所に周知していただきました。

よろしく申し上げます。」

「デジタル原簿」導入に伴うご案内・注意事項

- 1 デジタル原簿運用開始令和7年1月15日(水)1時限目9:00~より ※紙の原簿はなくなります。(配車券のみ)
- 2 仮免許証は生徒様の自己管理となります(仮免交付後ケースに入れお渡しします/受領サイン)
- 3 技能予約・効果測定予約・技能検定予約・キャンセル等につきましては、現在と同様に行なえます。

4 【注意事項】

- (1) 教習に際し、仮免許証を所持していない場合、理由の如何にかかわらず、技能教習はできません。
 - * 教習が実施できないことから、違約金「キャンセル料」が発生します。ご注意ください！
 - * 教習プラン加入の場合、予約済スケジュールの組み直しになります。
- (2) 仮免許証の紛失・破損・汚損等があった場合は、仮免許証の再発行手続きをしていただきます。
 - * 再発行手続き中の場合、ご予約があっても教習を受けることはできません。
- (3) 仮免許証は事故・違反等で取消される場合があります。(この場合、規定の補習を実施し仮免許証再取得)
 - * 教習所以外での仮免許による運転はおやめください。
- (4) 仮免許証は卒業後、免許センター(本免許試験)に持参していただきます。
 - * お客様による保管の徹底をお願いいたします。

ご質問・ご不明な点については、学校受付までお問い合わせください。

船橋中央自動車学校 TEL047-464-3421